

靖国合祀国賠訴訟 敗訴なれど輝く「反対意見」

内田雅敏

SEKAI
NO
USHIO
2

韓国遺族が、戦死した父親の靖国合祀への憤りと、手続きの違法性を訴えた裁判。最高裁は「除斥期間」を理由に棄却したが、一人の裁判官の反対意見は、歴史をふまえ、法的に正面から応えたものだった。

奇妙な判決書であった。全一八頁中、表書きの部分は除き、法廷意見の判決理由はわずか二枚弱、一名の反対意見の判決理由が一二枚。

一月一七日、日本の植民地支配下にあった朝鮮半島出身の元軍人・軍属戦死者の遺族が、靖国神社合祀の違法性を問うた裁判に対し、最高裁第二小法廷が言い渡した判決である。

韓国在住の四名の遺族は、植民地支配を正当であったとする靖国神社が、日本という他国が起こした戦争によつ

て戦死させられた父親を、遺族に無断で、しかも植民地下の創氏改名による日本名で、「護国の英霊」として祀っているのは平穏な精神生活を妨げるものであつて許せない、また、この合祀は日本国から靖国神社への個人情報無断提供（厚労省よりの祭神名票の送付）によるものであるとして、日本国に損害賠償を求めていた。

法廷意見（裁判官四人の合議体中三人の多数意見）は、朝鮮半島出身の元軍人・軍属戦死者の靖国神社合祀は一九

五九年までに終了しており、他方、この裁判の提訴は二〇一三年であるので、民法の定める除斥期間（行為の時から二〇年）の経過により提訴できないと上告を棄却した。ただ一人、検察官出身の三浦守裁判官は、「私は、多数意見と異なり、原判決（東京高裁判決。筆者注、以下同）が被上告人（国）の損害賠償責任を否定した判断は、国家賠償法一条一項の解釈を誤って、必要な審理を尽くさなかつた違法があり、原判決を破棄して事件を原裁判所（東京高

裁)に差し戻すのが相当であると考え
る」と反対意見を述べた。

無断合祀をめぐるこれまでの裁判

靖国神社による戦死者の合祀に對しては、これをよしとしない遺族から、合祀の取り下げ(具体的には靈柩簿からの削除)を求め、国が遺族に無断で戦死者情報を靖国神社に提供することは政教分離原則に反するという裁判が、これまでも提起されてきた。

靖国神社は、韓国人遺族に対して、
①韓国人遺族が、韓国式のやり方で、お祀りすることに靖国神社として異論を唱えることはない、②お互い信教の自由がある。靖国神社がお祀りするのは靖国神社の信教の自由だ、と主張。日本政府は、戦死者の個人情報(靖国神社への提供(祭神名票の送付))は単なる行政サービスだと弁明してきた。

裁判所も、靖国神社による無断合祀に遺族が不快感を覚えるかもしれない

が、それは法的救済が求められるほどのものではない、遺族は遺族としてのやり方で祀ればよい、と遺族に寛容を求め、請求を退けてきた。今回の判決の法廷意見も、「寛容論」に拠るものである。

この論旨は、一九八八年の最高裁判法廷判決(山口県護国神社無断合祀事件)で用いられている。自衛隊員が勤務中交通事故により殉職し、隊友会の県支部組織が妻に無断で山口県護国神社に合祀した。キリスト者の妻がその取り下げを求めた裁判で最高裁判法廷は、護国神社への合祀は妻がキリスト者として夫を追悼し、祀る権利を何ら妨げるものではない、「自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請されている」と、合祀行為の違法性を否定し、訴えを棄却した。筆者はこの最高裁判法廷判決を諒とするものではないが、この判決の立場に立つたとしても、本件のような朝鮮

半島出身の戦死者の靖国神社への無断合祀は、「寛容論」によって是認されるわけではない。交通事故死した自衛隊員の夫の死と、山口県護国神社との間に因果関係はないが、靖国神社合祀の場合、戦死と靖国神社との間には「因果関係」がある。この点が決定的に異なる。

法的救済の対象となりうる法益侵害

三浦守裁判官は、以下のように反対意見を述べる。

まず、靖国神社の無断合祀によって遺族が蒙る精神的苦痛は、私人間の場合と異なり、そこに政教分離原則(憲法二〇条三項)によって律せられる国家の関与があった場合には、国家との関係で単なる不快感に留まるものではなく、法的救済に当たたる程度の強いものとなり得ることがあるとする。

「個人が亡くなった近親者を敬愛追慕することは、宗教上、習俗上その他

人間としての基本的な精神的営み」であり、「そのために平穏な精神生活を維持することは、個人の尊厳及び幸福追求に深く関わる」。そしてそれは「正当な理由なく公権力によって妨げられることのない人格的利益として、憲法一三条（個人の尊重）及び二〇条一項（宗教の自由）の趣旨に照らし尊重に値する」と判断。国家が「政教分離規定に違反して私人の宗教的行為を援助し促進するなどの宗教的活動を行い、これにより、他者の上記人格的利益が害されたと評価できる場合、それが強制や不利益の付与を伴うものでないとしても、国家との関係において、当該他者（遺族）の法的利益が侵害されたものということが出来るものと解される」と述べる。

靖国神社の聖戦史観と遺族の苦痛

韓国出身の戦死者の故国の憲法（一九四八年）は、その前文に三・一独立

運動を書き込む。建国の礎は日本の植民地支配に対する抵抗の歴史にある。

靖国神社発行のパンフレット「やすくに大百科」は、「戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に榮えていくためには、戦わなければならなかったのです」と記す。靖国神社はA級戦犯合祀に象徴されるように、現在もなお日本の近・現代における戦争及び植民地支配をすべて正しかったとする「聖戦史観」に拠って立つ。この歴史観は国際社会で通用しないことはもちろん、歴代日本政府の公式見解にも反する。

三浦反対意見はこの点に関し、「靖国神社における合祀は、国事に殉じた者を祭神として祀る宗教的行為であり、そのような合祀を望まない遺族にとつて、亡くなった近親者を敬愛追慕するという宗教上、習俗上その他人間としての基本的な精神的営みに影響を及ぼ

し得るものである」と位置づける。そして、合祀は遺族が了承していない上に、日本と朝鮮との歴史的な関係、父親が戦死するに至った経緯、戦前の靖国神社の役割等に鑑みると、遺族らが靖国神社合祀を認識することにより、平穏な精神生活の維持が妨げられたとする主張には「相応の理由がある」と理解を示している。

合祀には国の協力が不可欠

次に、「靖国神社における合祀は、宗教法人である靖国神社の中心的な宗教的行為」であり、その合祀は国家の積極的な協力があつて初めて可能となるとし、靖国神社の創立以来の経緯および政教分離を定めた憲法二〇条三項の趣旨に照らし、「靖国神社における第二次世界大戦の戦没者の合祀に対する被上告人（国）の直接的な協力は、同項による政教分離制度の中心に位置する問題である」との認識を示す。

合祀決定のためには、「対象となる個々の戦没者について、祭神名票に記載される上記事項について調査をして正確な情報を得る必要がある、特段の事情がある場合を除き、被上告人〔国〕及び都道府県がこれに協力しなければ不可能であったと考えられる」とする。

では、朝鮮半島出身者の場合どうなのか。これは「都道府県による調査の範囲を超えており」、国（厚労省）と靖国神社との間で協議がなされたものと考えられるが、それらについて原審（東京高裁）では具体的な検討がなされていない、と課題を指摘する。

そして、「本件情報提供行為がなかったとしても本件各合祀行為が可能であったと認められる事情はうかがわれない」と述べ、「単なる行政サービス」という国の弁明を退ける。

除斥期間という小手先の法技術

三浦反対意見は、本件法廷意見が棄

却の理由とした除斥期間についても、旧優生保護法の下での不妊手術に対する国家賠償請求裁判において、請求権の消滅は著しく正義・公平の理念に反するとした最高裁判決（二〇二四年七月）を引き、本件でも除斥期間が「信義則に違反し又は権利の濫用として許されないと判断するに足りる事情がない」ということもできない」と、必要な審理を尽くすべく差し戻しが相当とした。

理由は、①遺族が親を追悼するという「平穏な精神生活を維持する人格的利益」が、国による情報提供行為と不可分一体の合祀により「侵害が継続し損害が生じているとみる余地がある」こと、②遺族は「本件各合祀行為が行われた際、靖国神社から合祀の通知を受けておらず、相当の期間が経過した後、本件各合祀行為等を認識した」、こうした場合、除斥期間の進行を認めるのは、「被害者にとって著しく酷で

あり、不合理」であることをあげる。そして「加害者としても、自己の行為及びこれと不可分一体の行為により侵害し得る法益の性質からみて、相当の期間が経過した後被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられる」と指摘する。

植民地下、他国の始めた戦争に駆り出され、父を失った遺族の気持ちに寄り添ったもつともな見解だ。国側も主張していなかった除斥期間の適用という小手先の法技術で判断を回避した法廷意見を構成する他の三人の裁判官らは「憲法の番人」としての任務を果たしていない。この裁判体で裁判長を務めた岡村和美裁判官は、法務省人権擁護局長の経歴を有するというから驚く。判決後、韓国人遺族および支援者らは、最高裁に向けて、「裁判所は逃げな！」と声をあげた。

（うちだ・まさとし 弁護士）